

平成27年第3回定例会9月4日

日程第5．議案第42号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第5．議案第42号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第42号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例。南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしまして、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い交付される通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を設定する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第42号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を補足して説明いたします。お手元に議案第42号の資料を配布しております。これは総務省が配布しているチラシでございますが、裏面に通知カードと個人番号カードの説明があります。それはまた後ほど説明することといたしまして、今回、この手数料条例の改正につきましては、10月1日から全国民に簡易書留で郵送される通知カード、それからその通知カードから個人認証の付いている個人番号カード、これは来年1月以降、希望者はこの通知カードからこのカードへの切り替えということでございますが、この両方とも再交付での手数料でございます。当初の通知カード及び個人番号カードにつきましては、このチラシにもあるように無料でございます。無料で郵送、それから個人番号の交付が受けられるということです。再交付につきましては、通知カードが500円、個人番号カードの再交付が800円で、これは全国おおむねその金額で設定されることになっています。通知カードの再交付が平成27年10月5日、政令の施行日と同日であります。10月1日からスタートはするのですが、実際の政令の施行日は10月5日で、同じように個人番号の再交付の施行も来年明けた1月1日ですので同じ日を施行の日とさせていただいております。以上が議案第42号の説明でございます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時32分）

再開（午前10時34分）

○議長 宮城清政君 再開します。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 通知カードは、個人がもらう、もらわないは別にして送られてくると聞いたのですが、個人カードは本人が希望により申請すればもらえるようになる、身分証明書代わりにもなるとお聞きしました。休憩中にお聞きしましたことは、住基カードに代えることもできるということなのか。個人カードは住基カードの代わりに住民票やいろいろ取ることもできるということなのか。住基カードの代わりになるのかを確認したいと思います。

それからもう 1 つは、その再発行の値段が 500 円、800 円とあるのですが、これは全国統一の値段なのですか。それとも各市町村で変わるのかお聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 まず 1 点目ですが、この個人番号カードが住基カードに代わるものかでございますが、そういうこととなります。このカードには、各個人の電子情報が埋め込まれますので、もちろん南風原町はコンビニ交付も取り入れていますのでそこでも活用できますし、国税等の申告 e-TAX も個人認証を付けていただければ活用できる。また将来は、このチラシにもありますように、オンラインバンキングなどといったサービスをすることも可能なようにはなっています。データとしては入れられるということでありま

す。もう 1 つ、再交付料金の設定ですが、今まで調べたなかではおおむねこの 500 円、800 円との情報は得ています。ただ、団体によってはもう少し高く設定しているところもあると聞いてはおります。だいたい自治体で 500 円、800 円で設定しているということでありま

す。以上です。

○議長 宮城清政君 11 番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 個人カードは郵便で送るとのことですが、どこに送るのですか。要するに、南風原町が再発行するのか、県や国がやるのか。そこをお聞きしたいと思います。これまで住基カードを再発行するときの手数料はどうでしたでしょうか。あれは南風原町で発行するのですよね。今度のこの個人カードも南風原町で発行・再発行するのか、お聞きしたいと思います。国がやるから手数料が要するのかという感じもするのですが、どうなのでしょう。

○議長 宮城清政君 住民環境課長。

○住民環境課長 与那嶺秀勝君 お答えします。全市町村、地方公共団体情報システム機

構に事務委任をしています。その機構から、通知カードは全国民に簡易書留で送られます。その中に、通知カードと併せて個人番号交付申請書が同封されていますので、希望者はこの個人番号カード交付申請書を機構に申請をして、機構が作った個人番号カードが本人の通知書と同封されて市町村に送られます。そして市町村から個人に対して、個人番号カードが作成されましたということで、交付の案内をいたします。交付する際にその通知カードを返納してもらい、住基カードをお持ちであれば住基カードも返納してもらって、個人番号カードの交付になります。

再発行につきましても、事務委任をします機構から再交付のかたちで市町村に届けられて、市町村からその個人に対して通知し再交付するかたちとなります。その再発行につきましては、手数料徴収条例に基づいて通知カードは500円、個人番号カードは800円を徴収する予定をしています。現在の住基カードの交付につきましては、設定上は条例で500円と定めておりますが、付則で今年いっぱい無料交付としています。再交付も無料でやっております。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 要するに、全国1つの機構にまとめて、そこが全国のを発行する。最初は大変な時間がかかるのでしようけれども、再発行するときはその機構に対して申し入れをするのか、それとも南風原町が窓口になっていて、なくしましたから再発行したいと南風原町に申し入れをすれば南風原町が書類を揃えてくれるということなのか。そのへんの手続きと言いますか、再発行については特に書いていないのでどういうふうになるのでしょうか。

○議長 宮城清政君 住民環境課長。

○住民環境課長 与那嶺秀勝君 お答えします。再発行につきましては、市町村が窓口となって手続きをして、そこで再交付手数料をいただくようにしたいと思います。発行は機構でいたします。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第42号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、総務民生常任委員会に付託します。